

第3号議案

## 備後圏都市計画区域の変更について

(広島県決定)



都 計 第 295 号  
令和 4 年 11 月 7 日

広島県都市計画審議会会長様

広 島 県 知 事  
〒730-8511 広島市中区基町 10-52  
都 市 計 画 課

備後圏都市計画区域の変更について（照会）

このことについて、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 5 条第 6 項の規定において準用する同条第 3 項の規定によって、貴会の意見を求めます。



# 都市計画区域の変更について

## 1 都市計画区域の名称

「備後圏都市計画区域」

## 2 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域（拡大区域）

広島県福山市

町名	大字	字	地番
駅家町	服部永谷		606の一部, 607
加茂町	下加茂	木曾石	1583の一部
		柳迫	1708-6, 1724, 1725, 1692-2の一部
		吉和	1609-1の一部

(約2.2ha)

## 3 都市計画区域変更の理由

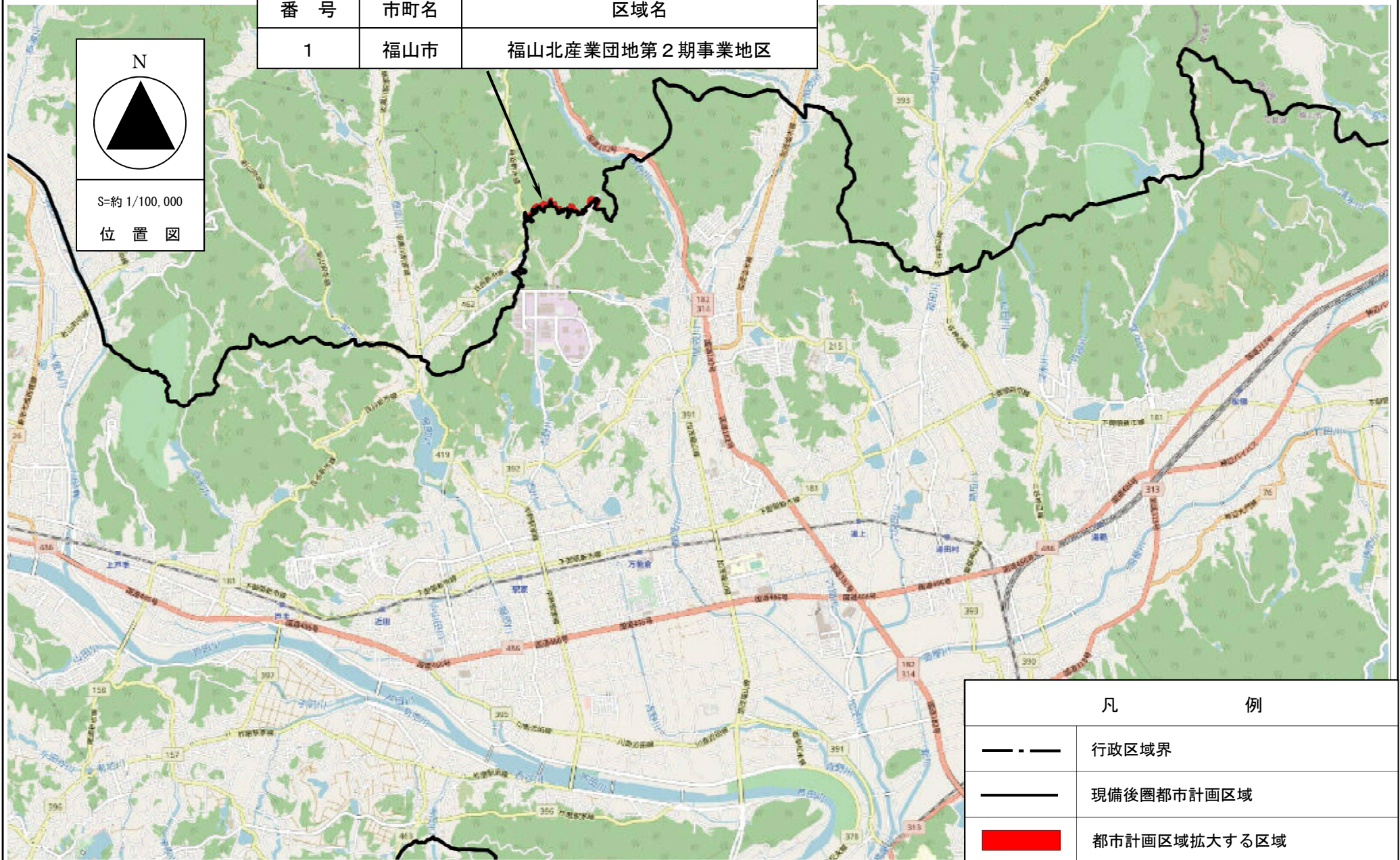
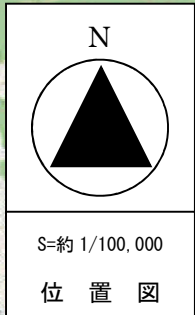
備後圏都市計画区域は、昭和39年に指定された備後地区工業整備特別地域の一部が広域的な都市計画区域（三原市、尾道市、福山市、府中市の4市で構成）として、昭和48年3月9日に指定された。



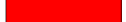
その後、都市圏における人口、産業の集中に伴う都市規模の拡大、大規模開発の進展等の動向に応じて、都市計画区域の変更（拡大）が行われ、現在に至っている。

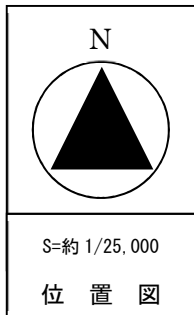
今回都市計画区域を拡大する福山北産業団地第2期事業地区は、既に開発済みである北産業団地第1期事業地区（約50ha）の北側に隣接している。既存の産業団地に隣接することで、一体的な土地利用が可能となるとともに、既に整備された道路等の社会基盤設備を効率的に利用することができる。

このことから、一体の都市として総合的に整備し、開発及び保全するため、当該第2期事業地区は、平成24年4月5日に都市計画区域に編入済であるが、事業計画の見直しにより、開発区域が一部拡大したため、この開発区域に合わせて、新たに都市計画区域を拡大するものである。

番号	市町名	区域名
1	福山市	福山北産業団地第2期事業地区

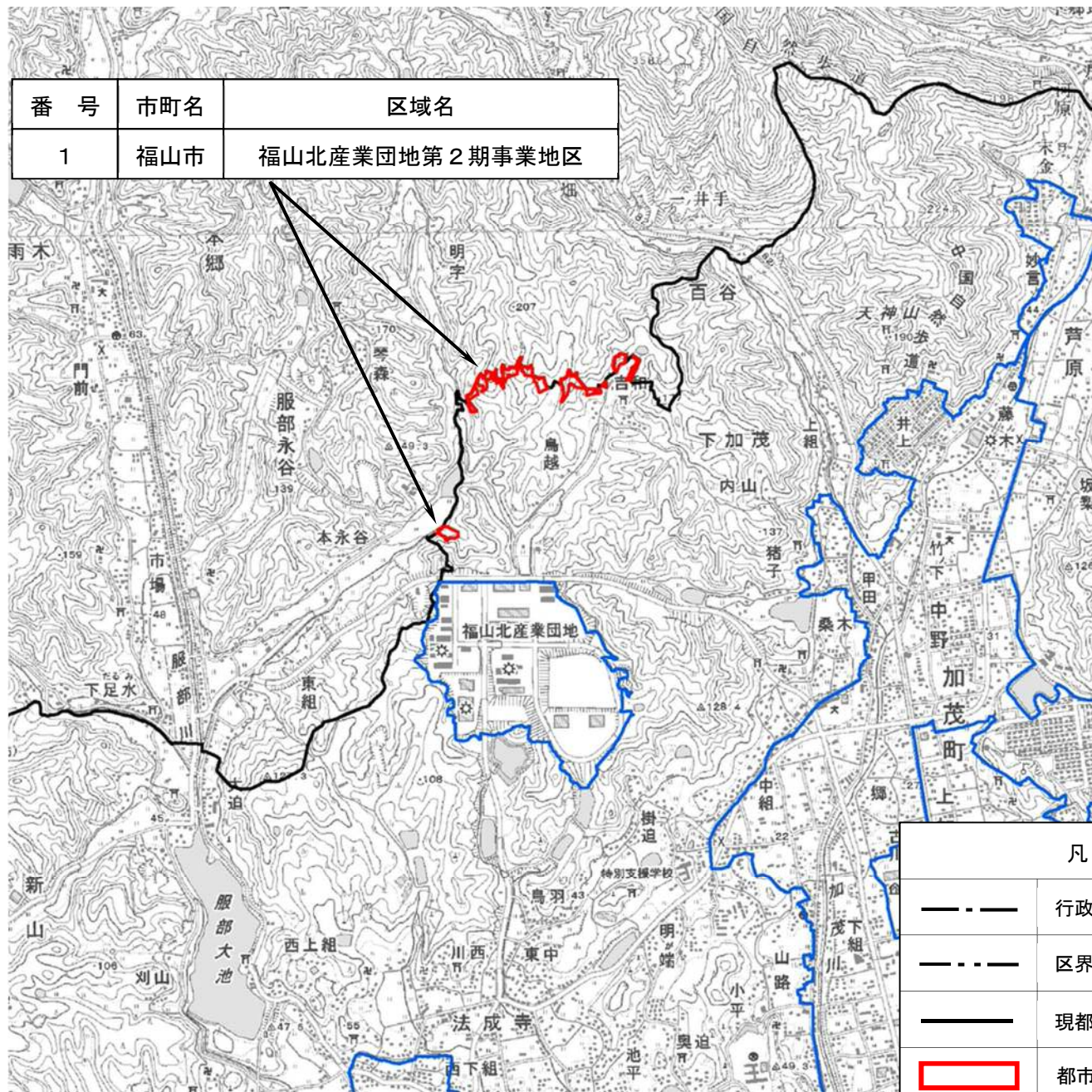


凡 例	
	行政区域界
	現備後圏都市計画区域
	都市計画区域拡大する区域



番号	市町名	区域名
1	福山市	福山北産業団地第2期事業地区

福山北産業団地  
第2期事業地区  
拡大面積2.2ha



凡 例	
— · — · —	行政区域界
— · · · —	区界
— — — —	現都市計画区域界
□ (Red)	都市計画区域拡大する区域